

別紙 1 一般競争入札（総合評価落札方式）技術評価基準表

評価視点		評価項目	評価基準	配点
技術力	企業評価	同種工事の実績	国・特殊法人等及び地方公共団体の実績	4点
			学校法人の実績	2点
			実績なし	0点
		優良建設工事施工業者表彰等	優良工事表彰の受賞実績があり	2点
			表彰実績なし	0点
		ISO9001、ISO14001 認証取得状況	ISO9001 及び ISO14001 の認証の取得	2点
			ISO9001 又は ISO14001 のいずれかの認証の取得	1点
			認定未取得	0点
		若手技術者(満 45 歳未満)・女性技術者の配置	若手技術者(満 45 歳未満)及び女性技術者どちらも配置	4点
			若手技術者(満 45 歳未満)又は女性技術者どちらかの配置	2点
			若手技術者(満 45 歳未満)及び女性技術者どちらも配置なし	0点
		事故及び不誠実な行為	事故及び不誠実な行為なし	0点
			過去 1 年間に事故及び不誠実な行為による指名停止あり	- 2点
	配置する技術者の評価	資格の有無	一級建築施工管理技士及び一級建築士の資格を有している	4点
			一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格どちらかを有している	2点
			その他建築施工に係わる資格	0点
		同種工事の実績	国・特殊法人等及び地方公共団体の発注工事で主任技術者又は監理技術者での実績あり	6点
			国・特殊法人等及び地方公共団体の発注工事で担当技術者での実績あり	4点
			学校法人の発注工事で主任技術者又は監理技術者での実績あり	3点
			学校法人の発注工事で担当技術者での実績あり	1点
			実績なし	0点
		優良工事技術者表彰の主任(監理)技術者としての実績	実績あり	2点
			実績なし	0点
		継続教育(CPD)の取組状況	奨励単位以上の証明あり	4点
			奨励単位未満の証明あり	2点
			証明なし	0点
		週休 2 日実施証明書の有無	週休 2 日実施証明書を有している	2点
			なし	0点
地域性	地域貢献	町内企業の活用	共同企業体の構成員に町内企業を含む場合又は契約額に占める町内企業の請負額割合が 40%以上	7点
			契約額に占める町内企業の請負額割合が 30%以上 40%未満	5点
			契約額に占める町内企業の請負額割合が 20%以上 30%未満	3点
			契約額に占める町内企業の請負額割合が 10%以上 20%未満	1点
			契約額に占める町内企業の請負額割合が 10%未満	0点
		町内での工事実績	施工実績あり	3点
			なし	0点

別紙2 価格以外の評価項目における評価基準

※ 以下の価格以外の評価項目の条件において「入札公告日まで」とは「入札公告日の当日」を含むこととする。

1. 技術力

(1) 企業評価

① 企業の同種工事の実績（過去15年度）

評価基準	配点
国・特殊法人等及び地方公共団体の実績	4点
学校法人の実績	2点
実績なし	0点

- 同種工事とは、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、1棟の延べ面積が4,500㎡以上の学校の新築、増築又は改築に係る建築一式工事（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の延べ面積が4,500㎡以上のものに限り）を元請として施工した工事をいう。
- 学校とは、学校教育法第1条による施設、同第124条、第134条による施設とし、無許可の塾や学校は該当しない。
- 特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に規定する特殊法人等の範囲とする。
- 学校法人とは、私立学校法第3条及び第64条に規定する私立学校等の設置を目的として設立された法人とする。
- 当該工事の開札日の属する年度の直前15年度、及び当該工事入札公告日までに完成し、引き渡し完了した工事を対象とする。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の同種工事の実績を対象とする。
- 共同企業体としての実績を認める場合は、構成員としての出資比率20%以上のものに限り。

② 企業の優良建設工事施工業者表彰等（過去5年度）

評価基準	配点
優良工事表彰の受賞実績があり	2点
表彰実績なし	0点

- 対象となる優良工事表彰は、福島県知事、国土交通省官房営繕部又は東北地方整備局が表彰したものとする。
- 当該工事の開札日の属する年度及びその直前5年度の受賞実績を対象とする。（表彰の年度であり、表彰の対象となった工事の完成年度ではない。）
- 建築一式工事又は、建築工事と同じ工種の受賞実績を対象とする。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の表彰を対象とする。
- 同企業体としての実績を認める場合は、構成員としての出資比率20%以上のものに限り。

③ ISO9001、ISO14001 認証取得状況

評価基準	配点
ISO9001 及び ISO14001 の認証の取得	2点
ISO9001 又は ISO14001 のいずれかの認証の取得	1点
認定未取得	0点

- ISO9001、ISO14001 認証取得状況を確認する。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の認証取得状況を対象とする。

④ 若手技術者（満 45 歳未満）・女性技術者の配置

評 価 基 準	配点
若手技術者(満 45 歳未満)及び女性技術者どちらも配置	4 点
若手技術者(満 45 歳未満)又は女性技術者どちらかの配置	2 点
若手技術者(満 45 歳未満)及び女性技術者どちらも配置なし	0 点

- ・ 若手技術者（入札公告日時時点で満 45 歳未満）又は女性技術者を監理技術者、主任技術者又は担当技術者として配置する場合に評価する。
- ・ 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の技術者を対象とする。
- ・ 工事完了時に技術者の配置を確認することとし、申告された評価基準の範囲から下回った場合は、「技術資料等が履行できなかった場合等のペナルティ」の対象とする。ただし、受注者の責によらない事由により、当該配置予定技術者が病休、退職等の特別な場合には、この限りではない。

⑤ 事故及び不誠実な行為

評 価 基 準	配点
なし	0 点
過去 1 年間に事故及び不誠実な行為による指名停止あり	- 2 点

- ・ 入札参加者は入札公告日を含む直前過去 1 年間に於いて、福島県又は双葉町から事故及び不誠実な行為による指名停止処置があった場合に自己申告する。
- ・ 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者を対象とする。

(2) 配置する技術者の評価（監理技術者又は主任技術者）**① 配置予定技術者の資格の有無**

評 価 基 準	配点
一級建築施工管理技士及び一級建築士の資格を有している	4 点
一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格どちらかを有している	2 点
その他建築施工に係わる資格	0 点

- 配置予定技術者が資格を取得している場合に評価する。

② 配置予定技術者の同種工事の実績（過去 15 年度）

評 価 基 準	配点
国・特殊法人等及び地方公共団体の発注工事で主任技術者又は監理技術者での実績あり	6 点
国・特殊法人等及び地方公共団体の発注工事で担当技術者での実績あり	4 点
学校法人の発注工事で主任技術者又は監理技術者での実績あり	3 点
学校法人の発注工事で担当技術者での実績あり	1 点
実績なし	0 点

- 同種工事とは、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、1 棟の延べ面積が 4, 5 0 0 m²以上の学校の
新築、増築又は改築に係る建築一式工事（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の延べ
面積が 4, 5 0 0 m²以上のものに限り）を元請として施工した工事をいう。
- 学校とは、学校教育法第 1 条による施設、同第 1 2 4 条、第 1 3 4 条による施設とし、無許可の塾や学校は該当しな
い。
- 特殊法人等とは「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」第一条に規定する特殊法人等の範
囲とする。
- 学校法人とは、私立学校法第 3 条及び第 6 4 条に規定する私立学校等の設置を目的として設立された法人とする。
- 当該工事の開札日の属する年度の直前 15 年度、及び当該工事入札公告日までに完成し、引き渡し完了した工事を
対象とする。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の技術者を対象とする。
- 共同企業体としての実績を認める場合は、構成員としての出資比率 20%以上のものに限る。
- 監理技術者（専任特例の適用を受ける技術者を含む）、主任技術者（専任特例の適用を受ける技術者を含む）、又
は専任補助者として、実績の対象とする工事の全体従事期間の 50%を超える期間従事した技術者を対象とする。
- 全体従事期間とは、工事に着手した日から工事が完成した日までの期間とする。なお、工事の全部を一時中止した期間は
除く。
- 若手技術者（入札公告日時点で満 45 歳未満）又は女性技術者を監理技術者又は主任技術者として配置し、かつ、
若手技術者又は女性技術者の育成のために専任で補助する技術者（以下、専任補助者という）を配置する場合は、上
記に関らず専任補助者の実績で評価する。

③ 優良工事技術者表彰の主任（監理）技術者としての実績（過去5年度）

評価基準	配点
実績あり	2点
実績なし	0点

- ・ 監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての実績で、福島県知事、国土交通省官房営繕部又は東北地方整備局が表彰したものとする。
- ・ 建築一式工事又は、建築工事と同じ工種の受賞実績を対象とする。
- ・ 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の表彰を対象とする。
- ・ 同企業体としての実績を認める場合は、構成員としての出資比率 20%以上のものに限る。
- ・ 監理技術者（専任特例の適用を受ける技術者を含む）、主任技術者（専任特例の適用を受ける技術者を含む）、又は専任補助者として、実績の対象とする工事の全体従事期間の 90%以上の期間従事した技術者を対象とする。
- ・ 全体従事期間とは、工事に着手した日から工事が完成した日までの期間とする。なお、工事の全部を一時中止した期間は除く。
- ・ 若手技術者（入札公告日時点で満 45 歳未満）又は女性技術者を監理技術者又は主任技術者として配置し、かつ、専任補助者を配置する場合は、上記に関らず専任補助者の実績で評価する。

④ 継続教育（CPD）の取組状況

評価基準	配点
奨励単位以上の証明あり	4点
奨励単位未満の証明あり	2点
証明なし	0点

- ・ 各団体が実施している継続教育において、奨励単位に対する単位の取得状況を対象とする。
- ・ 企業独自の制度又は推奨単位を定めていない制度は評価対象としない。
- ・ 評価の対象とする推奨単位とは制度を定めている各団体が示す値とする。
- ・ なお、各団体が推奨単位の区分を複数定めている場合は、上位区分（例、優良ユニットと標準ユニットの区分がある場合は、優良ユニットを採用）を推奨単位とする。
- ・ CPD の単位取得の証明期間の末日は、入札公告に記載の総合評価技術資料提出受付期間の初日から過去 1 年以内とする。
- ・ 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の技術者を対象とする。
- ・ 若手技術者（入札公告日時点で満 45 歳未満）又は女性技術者を監理技術者又は主任技術者として配置し、かつ、専任補助者を配置する場合は、上記に関らず専任補助者の実績で評価する。

⑤ 週休 2 日実施証明書の有無

評価基準	配点
週休 2 日実施証明書を有している	2点
なし	0点

- ・ 入札公告日から過去 2 年以内に発行された週休 2 日実施証明書を対象とする。
- ・ 福島県、国土交通省、東北各県、福島県内の市町村、福島県道路公社が発行した週休 2 日実施証明書を対象とする。
- ・ 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の監理技術者又は主任技術者を対象とする。
- ・ 若手技術者（入札公告日時点で満 45 歳未満）又は女性技術者を監理技術者又は主任技術者として配置し、かつ、専任補助者を配置する場合は、上記に関らず専任補助者の実績で評価する。

2. 地域性

(1) 地域貢献

① 町内企業の活用

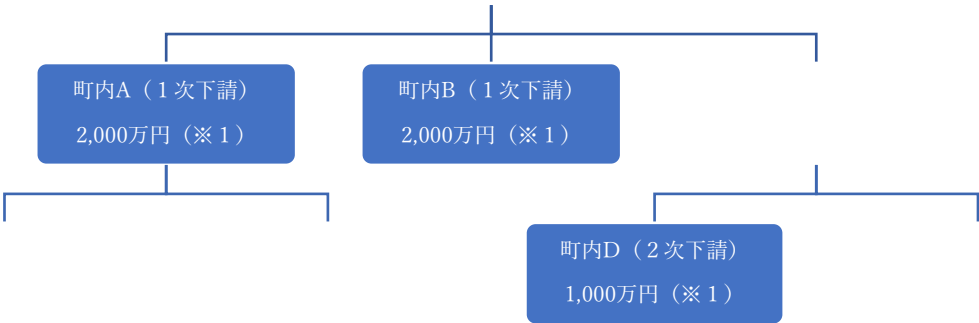
評価基準	配点
共同企業体の構成員に町内企業を含む場合又は契約額に占める町内企業の請負額割合が 40%以上	7 点
契約額に占める町内企業の請負額割合が 30%以上 40%未満	5 点
契約額に占める町内企業の請負額割合が 20%以上 30%未満	3 点
契約額に占める町内企業の請負額割合が 10%以上 20%未満	1 点
契約額に占める町内企業の請負額割合が 10%未満	0 点

- ・ 当該工事の契約額に占める 1 次下請又は 2 次下請の町内企業請負額を請負割合として評価する。
- ・ 1 次下請又は 2 次下請の請負額には、1 次下請又は 2 次下請の町内企業が直接契約する警備、材料購入、資機材リースなど、工事の施工に必要な金額を全て含める。
- ・ 町内企業とは、建設業法第 3 条第 1 項の許可を受けて建設業を営む者であって、双葉町内に、本店、支店又は営業所等あること。ただし、単体企業又は共同企業体の代表者は、双葉町内に営業所等があった場合にも町内企業とは認めない。
- ・ 1 次下請が町内企業であれば 2 次下請以降は町内・町外の区分は問わない。
- ・ 1 次下請が町内企業であり、2 次下請も町内企業であった場合には、請負額割合の算出には 1 次下請請負金額のみ非評価する。
- ・ 共同企業体の構成員に町内企業を含む場合は、最小の出資割合以上であれば、出資割合は問わない。
- ・ 本評価項目は入札参加者の自己申告（予定価格）で評価し、資料の提出を求めないこととする。
- ・ 工事完了時に最終契約額に基づき、町内企業の請負額割合を確認することとし、申告された評価基準の範囲から下回った場合は、「技術資料等が履行できなかった場合等のペナルティ」の対象とする。ただし、受注者の責によらない事由により、町内企業が活用できなくなったことを受注者が証明した場合には、この限りではない。

町内企業の請負割合は下記の計算式による

町内企業の請負割合 = 町内企業下請請負額 / 最終契約額 × 100

【例：請負金額：1 億円】



※ 1 1 次下請又は 2 次下請の町内企業が直接契約する警備、材料購入、資機材リースなど、工事の施工に必要な金額を全て含む。

※ 2 この場合は、2 次下請町内 D は、1 次下請町内 A からの発注になるため、請負額割合の算出には含めない。

町内企業の請負割合 = 町内企業下請請負額 / 最終契約額 × 100

= 2,000 万円 (1 次下請町内 A) + 2,000 万円 (1 次下請町内 B) + 1,000 万円 (2 次下請町内 D) / 1 億円 (契約額) × 100
= 50%

② 町内での工事实績（過去 15 年度）

評 価 基 準	配点
施工実績あり	3 点
なし	0 点

- 双葉町内において、当該工事の開札日の属する年度の直前 15 年度、及び当該工事入札公告日までに竣工している工事が対象となる。
- 発注先及び工種は問わない。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者を対象とする。

別紙3 価格以外の評価項目における提出資料・確認方法

評価視点		評価項目	提出書類	確認方法
技術力	企業評価	企業の同種工事の実績 (過去 15 年度)	【500 万円以上の工事实績の場合】 ・工事实績情報システム（コリンズ）に竣工時の登録内容確認書の写し 【コリンズに登録されていない場合】 ・実績が確認できる契約図書等の写し	・左記資料により確認
		企業の優良建設工事施工業者表彰等(過去 5 年度)	・表彰が確認できる資料の写し（表彰上の写し等） ・表彰された業種が確認できる契約図書等の写し ・共同企業体として表彰実績の場合には、協定書の写し	・左記資料により確認
		ISO9001、ISO14001 認証 取得状況	・登録書及び付属書の写し	・左記資料により確認
		若手技術者(満 45 歳未満)・ 女性技術者の配置	【年齢を証明する資料】 ・監理技術者資格者証、パスポート、運転免許証、マイナンバーカード など 【性別が確認できる資料】 ※女性技術者を配置する場合 ・健康保険資格確認書、パスポート、マイナンバーカード（性別表記のあるもの） など	・左記資料により確認 ※ 工事完成時に確認し、申告された評価基準の範囲から下回った場合は、「技術資料等が履行できなかった場合等のペナルティ」の対象とする。
		事故及び不誠実な行為	・資料不要（自己申告）	・発注者にて別途確認
	配置する技術者の評価	配置予定技術者の資格の有無	・一級建築施工管理技士、一級建築士の免許書の写し	・左記資料により確認
		配置予定技術者の同種工事 の実績 (過去 1 5 年度)	【500 万円以上の工事实績の場合】 ・工事实績情報システム（コリンズ）に竣工時の登録内容確認書の写し 【コリンズに登録されていない場合】 ・工事成績考査結果通知書の写し ・実績が確認できる契約図書等の写し ・配置技術者が全工期の 90%を超える期間従事したことを確認できる資料を含む。	・左記資料により確認 【配置技術者の実績対象工事】 ・全工期の 90%を超える期間従事したことを確認 ・全体従事期間とは、工事に着手した日から工事が完成した日までの期間とする。なお、工事の全部を一時中止した期間は除く。 ・コリンズに竣工時の登録内容確認書の写し等から技術者の従事期間を確認する。

評価視点		評価項目	提出書類	確認方法
技術力	配置する技術者の評価	優良工事技術者表彰の主任(監理)技術者としての実績(過去 5 年度)	・表彰が確認できる資料の写し（表彰上の写し等） ・主任(監理)技術者としての実績が確認できる書類 ・表彰された業種が確認できる契約図書等の写し ・共同企業体として表彰実績の場合には、協定書の写し	・左記資料により確認 【配置技術者の実績対象工事】 ・全工期の 90%を超える期間従事したことを確認 ・全体従事期間とは、工事に着手した日から工事が完成した日までの期間とする。なお、工事の全部を一時中止した期間は除く。 ・コリンズに竣工時の登録内容確認書の写し等から技術者の従事期間を確認する。
		継続教育（CPD）の取組状況	・継続教育の証明書の写し	・左記資料により確認
		週休 2 日実施証明書の有無	・週休 2 日実施証明書の写し	・左記資料により確認
	地域・貢献	町内企業の活用	・資料不要	・入札者の申告点のままとする。 ※ 工事完成時に確認し、申告された評価基準の範囲から下回った場合は、「技術資料等が履行できなかった場合等のペナルティ」の対象とする。
地域性		町内での工事实績(過去 15 年度)	・町内で施工した実績が確認できる契約図書等の写し	・左記資料により確認